

<生活衛生課 資料編>

(1)食品衛生法及び栃木県条例による許可施設数及び監視状況

表1 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第52条の許可を要するもの)(旧法)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃棄命令	その他		
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	3,935	37	246	666		1			251
	仕出し屋・弁当屋	352	5	27	102					151
	旅館	85	7		4					26
	その他	548	32	101	242					73
菓子(パンを含む。)製造業		517	6	29	135					102
乳処理業		3			2					23
特別牛乳さく取処理業										
乳製品製造業		7			1					8
集乳業		2								12
魚介類販売業		287	4	4	242					547
魚介類せり売り営業		1								28
魚肉ねり製品製造業		2								5
食品の冷凍または冷蔵業		46	2		8					58
かん詰またはびん詰食品製造業		22			4					4
喫茶店営業		540	12	4	142					7
あん類製造業		2			1					12
アイスクリーム類製造業		67	1	6	25					21
乳類販売業			6	7	412					124
食肉処理業		13			3					7
食肉販売業		324	7	5	269					272
食肉製品製造業		8			1					6
乳酸菌飲料製造業		3			1					4
食用油脂製造業		4								6
マーガリン又はショートニング製造業										
みそ製造業		12			1					
醤油製造業		1								
ソース類製造業		10			4					2
酒類製造業		7								
豆腐製造業		6			6					
納豆製造業		3								2
めん類製造業		33			7					12
そうざい製造業		91	1	1	12					62
添加物製造業		4								3
食品の放射線照射業										
清涼飲料水製造業		9		1	3					10
氷雪製造業		2								
氷雪販売業					1					
計		6,946 ^{*1}	120	431 ^{*2}	2,294	0	1	0	0	1,838 ^{*3}
令和2年度		9,260	1,039	1,331	1,383	0	1	0	0	2,987
令和元年度		9,312	1,075	1,705	1,831	0	2	0	0	3,435

表2 栃木県条例の許可を要する食品営業施設(食品衛生法第52条の許可を要しないものの再掲)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃棄命令	その他		
こんにやく又はところ天製造業				5						
つけ物製造業			1	22						5
こうじ及びその加工品製造業				8						
氷雪採取業										
豆腐販売業		6	3	549						318
魚介類行商										
豆腐行商				5						
計	0	6	*2 4	589	0	0	0	0	0	323
令和2年度	585	81	36	43	0	0	0	0	0	598
令和元年度	591	74	50	40	0	0	0	0	0	606

表3 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要するもの)(新法)

	年度末営業施設数	許可施設数		廃業施設数	処分件数				告発件数	監視件数	
		継続	新規		営業取消	営業停止	廃業命令	その他			
1 飲食店営業	レストラン, 弁当, 旅館等	861	1,184	323						10	
	露店	15	15								
	削氷										
2	調理機能を有する自動販売機により食品を調理し, 調理された食品を販売する営業										
3	食肉販売業	21	23	2						2	
4	魚介類販売業	20	27	7						13	
5	魚介類せり売り営業										
6	集乳業										
7	乳処理業	1	1							2	
8	特別牛乳さく取処理業										
9	食肉処理業	2	2								
10	食品の放射線照射業										
11	菓子(パンを含む。)製造業	82	188	106						4	
12	アイスクリーム類製造業	1	1								
13	乳製品製造業	1	1								
14	清涼飲料水製造業	1	1								
15	食肉製品製造業	1	1								
16	水産食品製造業										
17	氷雪製造業										
18	液卵製造業										
19	食用油脂製造業										
20	みそ又はしょうゆ製造業	2	2								
21	酒類製造業										
22	豆腐製造業	3	3							1	
23	納豆製造業										
24	麺類製造業	7	7							1	
25	そうざい製造業	63	63							7	
26	複合型そうざい製造業	1	1								
27	冷凍食品製造業	6	6							3	
28	複合型冷凍食品製造業										
29	漬物製造業	5	5							2	
30	密封包装食品製造業	6	6							5	
31	食品の小分け業	2	2								
32	添加物製造業										
	計	1,101 ^{*1}	0	1,539 ^{*2}	438	0	0	0	0	0	50 ^{*3}

(2) 食品衛生法の許可を要しない施設の施設数及び監視状況

表4 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要しないもの)(旧法)

	年度末営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視件数
		営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
給 学 校	1						8
食 病院・診療所	34						10
施 事業所	3						
設 その他	244						68
乳さく取業	10						
食品製造業	530						73
野菜果物販売業	130						152
そうざい販売業	133						132
菓子(パンを含む。)販売業	227						114
食品販売業(上記以外。)	559						563
添加物(法第7条第1項の規定により規格が定められたものを除く。)の製造業							
添加物の販売業	106						46
氷雪採取業							
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業	149						85
計	*1 2,126	0	0	0	0	0	*3 1,251
令和2年度	4,079	0	0	0	0	0	3,817
令和元年度	4,001	0	0	0	0	0	4,087

表5 食品衛生関係営業施設(食品衛生法第55条の許可を要しないもの)(新法)

			年度末営業施設数	処分件数(年度中)				告発件数	監視件数
				営業禁止命令	営業停止命令	物品廃棄命令	その他		
1	旧許可業種	魚介類販売業(包装済み)	28					1	
2		食肉販売業(包装済み)	46					34	
3		乳類販売業	519					1	
4		氷雪販売業	5						
5		コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)	15						
6	販売業	弁当販売業	8						
7		野菜果物販売業	62					58	
8		米穀類販売業	26						
9		通信販売・訪問販売	3						
10		コンビニエンスストア	159					4	
11		百貨店, 総合スーパー	118					45	
12		自動販売機による販売業(自動洗浄・屋内設置,5を除く)	170						
13		その他の食料・飲料販売業	269					97	
14	製造・加工業	添加物製造・加工業	1						
15		いわゆる健康食品の製造・加工業	1						
16		コーヒー製造・加工業	13						
17		農産保存食料品製造・加工業	19						
18		調味料製造・加工業	11						
19		糖類製造・加工業	1						
20		精穀・製粉業							
21		製茶業	1						
22		海藻製造・加工業							
23		卵選別包装業	2						
24	その他の食料品製造・加工業	24					1		
25	上記以外のもの	行商	3						
26		集団施設給食	学校	2					
			病院・診療所	5					
			事業所	2					
			その他	103					4
27	器具, 容器包装の製造・加工業	11					2		
28	露店, 仮設店舗等における飲食提供のうち, 営業とみなされないもの								
29	その他	6					11		
計			*1 1,633	0	0	0	0	*3 258	

(3) 食品等の検査及び違反等の状況

① 監視・指導の際の収去検査

表6 収去検査実施状況(乳を除く)

	検体数	不 検 体 数	不 良 理 由 (延 数)						
			大腸菌 群	異 物	添加物使 用基準	法定外 添加物	残留農薬 基準	抗菌性 物質	そ の 他
魚 介 類	73								
冷 凍 食 品	無加熱摂取冷凍食品	10							
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	9							
	凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品	21							
	生食用冷凍鮮魚介類	0							
魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く。)	98	4	2						※1 2
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	49								
乳 製 品	32								
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む。)	4								
アイスクリーム類・氷菓	18	6	4						※2 2
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	67								
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く。)	238	1					1		
菓 子 類	100								
清 涼 飲 料 水	14								
酒 精 飲 料	12								
氷 雪	0								
水(市場内いけすの水)	40								
かん詰・びん詰食品	17								
そ の 他 の 食 品	6								
添加物及びその製剤	0								
器具及び容器包装	8								
お も ち や	0								
計	*4 816	11	6	0	0	0	1	0	4

※1 明太子:表示違反, 弁当(加熱):細菌数超過

※2 アイスミルク:細菌数超過

また、旧衛生規範に基づく、検査において、不適合は6件(生めん(E.coli陽性)1件, 弁当・そうざい(細菌数の超過)1件, 生食用野菜(細菌数の超過)1件, 洋生菓子(大腸菌群陽性, 細菌数超過)3件)でした。

表7 乳の収去検査状況

	乳及び乳製品の成分規格の定めのある事項に関する検査									放射性物質検査
	検体数	不適検体数	不適理由						検体数 (再掲)	
			無脂乳 固形分	乳脂肪	比重	酸度	細菌数	大腸 菌群		抗生 物質
生乳	400	0								
牛乳	21	0								9(全て基準値未 満)
低脂肪牛乳	0	0								
加工 乳	乳脂肪分3%以上	0	0							
	乳脂肪分3%未満	2	0							
その他の乳	0	0								
計	423 *4	0								9

②農畜水産物残留有害物質調査(表6 収去検査実施状況の再掲)

表8

ア 動物用医薬品検査結果(19検体)

	検体名	検体数	項目数	不適検体数
宇 都 宮 市 内 産	鶏卵	3	27	0
	鮎	4	26	0
	はちみつ	6	4	0
輸 入	輸入牛肉(メキシコ産)	1	28	0
	輸入豚肉(アメリカ産, スペイン産)	2	28	0
	輸入鶏肉(ブラジル産)	3	29	0

イ 残留農薬検査結果(42検体)

検体名	検体数 (不適検体数)	項目数	備考 [検出値(基準) 単位ppm]			
アスパラガス	6(0)	326	ペルメトリン0.046(3以下)			
日本なし	6(0)	324	クレソキシムメチル0.013(5以下)			
			クレソキシムメチル0.016(5以下) デルタメトリン及びトラロメトリン クロチアニジン0.0063(1以下) 0.0065(0.3以下)			
			クレソキシムメチル0.0061(5以下)			
			クロチアニジン0.019(1以下)			
			クロチアニジン0.0065(1以下)			
			シベルメトリン0.0069(2以下)			
にら	6(1)	328	アセタミプリド0.087(2以下) クロチアニジン0.011(1以下)			
			クレソキシムメチル0.23(5以下)			
			クレソキシムメチル2.8(25以下)			
			プロチオホス0.0092(0.2以下)			
			アゾキシストロビン0.025(10以下)			
			クレソキシムメチル0.80(25以下)			
			アゾキシストロビン0.0074(10以下) ブプロフェジン0.017(1以下)			
			クロチアニジン0.12(15以下) プロチオホス0.22(0.2以下)※			
			シベルメトリン0.36(6以下) プロパニル0.034(0.01以下)※			
			テブコナゾール0.018(10以下) ペンディメタリン0.059(0.05以下)※			
クロチアニジン0.16(15以下) テブコナゾール1.2(10以下)						
シベルメトリン0.016(6以下) トリフルミゾール0.50(3以下)						
いちご	6(0)	323	プロチオホス0.014(0.2以下)			
			アゾキシストロビン0.10(10以下) シベルメトリン0.0056(6以下)			
			クレソキシムメチル4.4(25以下) フルジオキシソニル0.023(9以下)			
トマト	6(0)	323	クロチアニジン0.53(15以下) プロチオホス0.011(0.2以下)			
			クレソキシムメチル0.015(5以下) ルフェヌロン0.025(1以下)			
			マイクロブタニル0.012(0.8以下)			
			クレソキシムメチル0.011(5以下)			
宇都宮市内産	6(0)	323	ノバルロン0.037(2以下)			
			ボスカリド0.026(5以下)			
			アセタミプリド0.033(2以下)			
			ルフェヌロン0.0064(0.5以下)			
			フルジオキシソニル0.020(5以下)			
			輸入	1(0)	299	イマザリル0.0026(5以下) ピリプロキシフェン0.0055(2以下)
						チアベンダゾール0.002(10以下)
						アゾキシストロビン0.000015(10以下) ピラクロストロビン0.014(2以下)
			輸入	1(0)	299	イマザリル0.0032(5以下) フェンプロパトリン0.035(5以下)
						シベルメトリン0.012(2以下) メトキシフェノジド0.010(3以下)
チアベンダゾール0.0024(10以下)						
輸入	1(0)	299	アゾキシストロビン0.00044(10以下) フルジオキシソニル0.56(10以下)			
			イマザリル0.0014(5以下) プロピコナゾール0.34(8以下)			
			チアベンダゾール0.0011(10以下)			
輸入	1(0)	305	検出なし			
			玉ねぎ(中国産)			
			ねぎ(中国産)			
			アスパラ(メキシコ産)			
			牛肉(メキシコ産)			
			豚肉(アメリカ産, スペイン産)			
			鶏肉(ブラジル産)			

※ にら:成分規格(プロチオホス基準超過, プロパニル基準超過, ペンディメタリン基準超過)

ウ 魚介類中の総水銀及び有機スズ化合物の検査結果(20検体)

(単位:ppm)

検体名	総水銀 検出値	ジブチルス ズ(DBT)	トリブチルス ズ(TBTO)	トリフェニルス ズ(TPT)	漁獲海域
あじ	0.096	N.D.	N.D.	N.D.	鹿児島県(阿久根港)
ウマズラハギ	0.030	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(気仙沼港)
小肌	0.024	N.D.	N.D.	N.D.	佐賀県(竹橋港)
アイナメ	0.085	N.D.	N.D.	N.D.	北海道(昆布森)
穴子	0.094	N.D.	N.D.	N.D.	茨城県(日立港)
サヨリ	0.040	N.D.	N.D.	N.D.	兵庫県(淡路島)
釣あじ	0.048	N.D.	N.D.	N.D.	兵庫県(淡路島)
ワラサ	0.10	N.D.	N.D.	N.D.	千葉県(銚子港)
ホーボー	0.13	N.D.	N.D.	N.D.	大分県(豊後水道)
カマス	0.12	N.D.	N.D.	N.D.	大分県(豊後水道)
サワラ	0.026	N.D.	N.D.	N.D.	山形県(酒田港)
平目	0.073	N.D.	N.D.	N.D.	福島県(相馬港)
カマス	0.19	N.D.	N.D.	N.D.	福島県(小名浜港)
ホーボー	0.081	N.D.	N.D.	N.D.	千葉県(銚子港)
スルメイカ	0.068	N.D.	N.D.	N.D.	長崎県(佐世保港)
釣あじ	0.14	N.D.	N.D.	N.D.	高知県(土佐港)
イワシ	未実施	N.D.	N.D.	N.D.	北海道(厚岸港)
ハタハタ	未実施	N.D.	N.D.	N.D.	山形県(酒田港)
真サバ	0.20	N.D.	N.D.	N.D.	宮城県(金華山)
太刀魚	0.11	N.D.	N.D.	N.D.	岩手県(久慈港)

※魚介類の水銀の暫定的規制値は総水銀の0.4ppmを越えた場合にメチル水銀を測定する。

※N.D.: 検出せず

③遺伝子組換え食品の検査 (表6 収去検査実施状況の再掲)

表9

食品の種類	検体数	不適検体数	原産国
とうもろこし(コーンフラワー)	2	0	アメリカ

④アレルギー物質の検査（表6 収去検査実施状況の再掲）

表10

ア 特定原材料(そば)

食品の種類	検体数	不適検体数
めん(生めん, ゆでめん, ギョウザの皮)	18	0

イ 特定原材料(えび・かに)

食品の種類	検体数	不適検体数
米菓	7	0
ソース	2	0
そうざいの素	2	0
まぜごはんのもと	1	0
スープ	3	0
シリアル	5	0
スナック菓子	1	0

⑤ノロウイルスの検査（表6 収去検査実施状況の再掲）

表11

食品の種類	検体数	不適検体数
生食用かき	9	0

※原産国が記入されていない食品は, 全て国産

⑥放射性物質検査(表6 収去検査実施状況の再掲)

表12

食品の種類	検体数	不適検体数
牛乳	9	0
野菜	36	0
海産魚	17	0
計	62	0

【基準値】放射性セシウム:牛乳 50Bq/kg, 一般食品 100Bq/kg